



10.24 第1回口頭弁論で 原告2人が意見陳述



名古屋地裁での口頭弁論へ向かう原告たち
写真：気候ネットワーク提供 ©田嶋雅己

10月24日、若者気候訴訟で初めての口頭弁論期日が開かれました。原告側から訴状や証拠を提出し、弁護団が要旨を説明しました。被告側からは答弁書が提出されました。

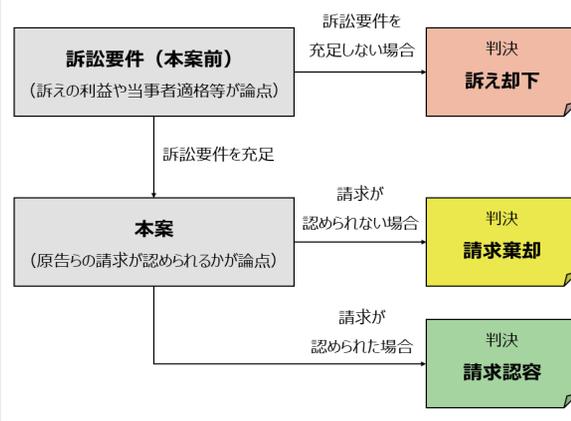
被告10社すべてが、要旨「2030年・2035年という将来時点の請求であり、いま裁判で審理する対象としては適格でない」と訴えの利益を否定する本案前の答弁を述べました（コラム参照）。その当否はこれから審理されますが、裁判長からは「本案についても答弁を行ってください」と促しがありました。

その後、原告2人が力を振り絞って意見を陳述しました。詳しい内容は、2ページをご覧ください。

コラム：訴訟要件と本案

裁判には「訴訟要件」という、原告の請求の適否を裁判で審理する条件が定められています。その一つが「訴えの利益」です。いま、この裁判をすることが、原告と被告との紛争解決にとって必要かつ適切であれば、訴えの利益があると判断されます。

本件で、被告らは「将来時点の請求だ」として「訴えの利益」あるいは訴えの適格性が欠けていると主張しています。しかし、気候変動対策は、いま手を打たなければいけない問題であり、削減義務の内容は固まっていますので、訴えの利益が認められるものです。



今回のニュースレター 目次

若者気候訴訟で原告が初の口頭弁論	P.2
原告からの報告 第1回期日を終えて	P.3
第2回期日の詳細案内	P.4
ウェブサイト情報	P.4
お知らせ	P.4
イベント情報	P.4

第2回期日は 2025年2月18日（火）14時

若者気候訴訟の第2回口頭弁論期日は、2025年2月18日（火）14時から、名古屋地方裁判所にて開かれます。裁判はどなたでも傍聴することができます。期日の終了後は、裁判所近くの会場にて報告会も開催します。若者たちを、ぜひ傍聴席から応援してください！（詳細は4ページ）

若者気候訴訟で原告が初の口頭弁論

第1回口頭弁論期日では、2人の原告が、裁判官に向かって意見を陳述しました。とてもドキドキしたという2人ですが、自身を取り巻く実情や想いをしっかりと伝えていました。法廷での発言を以下で紹介합니다。

1. 佐藤愛晴さん

私は大学入学を機に福島に住んでいますが、地元は山形です。山形など東北は米づくりが盛んですが、今年は猛暑によるお米の価格高騰が起きています。また、お米が白濁化し、見た目に少し白がかったようなお米になってしまいました。品質には問題ないのですが、日本の消費者は見た目を重視するところがあるので、農業を営む方たちにも気候変動の影響が出ています。

山形では、皆さんの記憶にも新しいと思いますが、今年の7月に線状降水帯が発生し、激しい雨に見舞われました。とりわけ村山、庄内、最上地方では、川が氾濫し洪水などが起こりました。地元の友人の話によると、私が住んでいた地域でも一時停電になり、町なかで洪水の状態になってしまい、外に出ることはもちろん、家の中でも安心できる状況ではなかったそうです。

山形県は高齢者の割合が多いため、お年寄りが避難するには周りの助けが必要になります。けれども、このような大雨ではそのことを考える余裕もありません。孤立してしまった集落も多く、その救助に向かった20代の警察官二人の尊い命が失われてしまいました。このように大人が招いた気候変動により、未来ある尊い命が奪われてしまいました。

異常気象をもたらしている温暖化にストップをかけなければいけないのです。気候危機を止めるために自分自身が動いて、国やこの訴訟のように火力発電所に対して声をあげていけたらと思います、この裁判に参加しました。

まだ日本では、気候変動についての裁判は多くありません。気候変動を止めようとする社会の動きも強くないように思います。私たち若者が声をあげ、さきがけとなって裁判を進めて、人々が気候変動を自分ごととして考えるようになるように、日本社会を変えていけたらと思っています。

2. 宮澤カトリンさん

ドイツで日本語を学び、日本で暮らすようになって10年近くになります。ドイツでも日本でも、気候危機は私の安全な暮らしを脅かしています。私の両親の住むまちの近く



第1回期日での陳述内容について報告会で話す原告の佐藤さん(中央)と宮澤さん(左)
写真:気候ネットワーク提供 ©田嶋雅己

で山火事や洪水も起こっています。日本は本当に暑くて、既にエアコンなしの生活は想像できませんし、長時間の外出をすることもできません。今だと外に15分いるのも辛いです。ジョギングなどのスポーツや屋外活動もできません。今年7月には夫が熱中症にかかってしまいました。私は今後、家族をつくることを本当に心配しています。子どもたちは大丈夫でしょうか。私の子ども時代は、夏休みは外に遊びに行くことができました。でも、私の子どもたちはきっと「夏休みだ、一日家の中にいなければならない」と言うことになるでしょう。

私が気候変動に声をあげるようになったのは、2019年にフィリピンのレイテ島を訪問したことがきっかけです。レイテ島は2013年に最も強い台風の襲来を受け、7,000人もの人々が亡くなり、行方不明になりました。CO₂排出量の最も少ない人々が、最も深刻な被害に遭っています。

けれども、日本にいる私たちも、既に肌感覚で気候変動の影響が深刻化していることを実感しています。私たちは自分たちの手で、声をあげ、1.5℃目標を実現していく必要があります。世界で同じような訴訟がいくつか起こされ、既に、世界では成功しています。訴訟は、私たちの一人ひとりの声が大きくなり、影響を及ぼせる場だと思います。気候変動は地球の全ての人々に関わる問題です。私たちの未来を破壊することを許してはいけません。1.5℃の目標に従って、この訴訟の被告となっている発電事業者の排出削減を義務付ける必要があります。裁判官に私たちの未来が大きな危機に直面している現状に向き合ってくださいとを求めます。

報告 第1回期日を終えて

10月24日に行われた第1回期日の振り返り及び、自身が若者気候訴訟に参加した理由について、原告の今岡明日美さんが報告します。

私は福岡県出身で長崎大学環境科学部の3年生です。気候変動を最初に実感したのは、友人のいるオーストラリアで2020年に起こった森林火災でした。そして、その背景に化石燃料の大量消費等、私たちの生活が大きく関わっていることを知りました。

それから社会や政府に気候変動対策を求める活動を始めました。しかし、活動の中で私たちの声は一方通行になり、解決どころか十分な対話も進んでいないように感じるものが多々ありました。

私は法廷という公正な場で被告らに、彼らと対等な立場で気候変動対策を求めたいと思い、原告となりました。

2024年10月24日に「明日を生きるための若者気候訴訟」の第1回口頭弁論期日を終わりました。第1回期日では、原告の宮澤カトリンさん、佐藤愛晴さんから意見陳述、原告代理人による本訴状の説明がありました。

意見陳述では熱中症等の気候変動による健康不安、豪雨災害等が述べられました。

私自身、暑さによる健康被害、豪雨や台風の被害の頻度や威力が、年々高まっていると思います。しかし、日本国内ではこれらの変化に気付きにくく、気付いたとしてもそれが問題として捉えられることは多くありません。九州の豪雨に関しても、「九州では当たり前」「例年より少し酷い」等の考えに留まり、気候変動の加速に気付きづらいことが現状です。

しかし、知らず知らずのうちに気候変動の脅威は強まっており、一刻も早く手を打たなければ取り返しのつかないこととなります。

再生可能エネルギーの使用やプラスチックの削減等、私たちが普段の生活で出来る対策は多くあります。しかし、行動を起こそうと思っても社会や企業がそれを後押しする仕組みを作らなければ、個人の負担は大きくなり、喫緊の課題である気候変動の解決が間に合わないと考えます。

本訴訟の鍵の1つは「エネルギー」ですが、気候変動対策の1つである再生可能エネルギーを個人が選択しようとした際、企業がその普及に取り組んでいないと難しい場合があります。

第1回期日では、その場で被告らからの意見は特に伺え



原告

今岡明日美さん

この訴訟は
若者のためだけに
私たちが全員が
向き合うべき課題

ませんでした。次回期日で被告らは、オンライン参加を希望しています。私たちの声が被告らの耳に届いているのか不安です。

被害が大きくなってからでは遅いです。私は大学で水俣病を学びました。水俣病では被害が顕著になってようやく、国や企業が対策を取りました。今も尚、苦しんでいる方が日本政府や企業の適切な対応を求めています。

長崎での平和活動を通して核兵器・原子力の脅威を学び、福島県を訪れた際は安全神話が謳われていた原発の事故によって変わり果てた町をこの目で見ました。気候変動においても、現に日本の国内外を問わず自分の大切なものを奪われている人、人以外の生き物が多くいます。

日本国内で気候変動の被害が少しずつしか見えないということは、裏を返せば、今直ぐ対策を取れば未だ最悪の事態は防げるのだと思います。

「明日を生きるための若者気候訴訟」は若者のためだけではありません。今回の訴訟における被告らも気候危機の被害者、つまり原告になり得る存在だと思えます。

被告らをはじめ、社会全体に本訴訟を、ただ私たちの訴えとしてではなく、日本に暮らす私たち全員が向き合わなければならない課題として受け止めていただきたいです。そして、裁判所には司法の立場からの公正な判決を求めます。



第1回期日に参加した原告と弁護団 写真：気候ネットワーク提供 ©田嶋雅己

若者たちを応援しよう！ ～第2回期日・報告会の詳細～

第2回口頭弁論期日が、2025年2月18日（火）14時から名古屋地方裁判所において開かれます。期日では、原告と弁護団から、意見陳述を行います。裁判の傍聴に大勢の人が訪れることで、裁判官やメディアに、この訴訟が社会から注目されていることを伝えることができます。

第2回期日では、第1回とは別の原告が法廷に立って、意見を陳述します。自らを取り巻く状況やその想いを伝える原告の姿を、傍聴席からぜひ応援してください。

【第2回口頭弁論期日】

日時：2025年2月18日（火）
13:10～13:25 傍聴整理券配布（定員を超える場合は抽選）
13:30～ 入廷行動
14:00～ 第2回口頭弁論期日
内容：原告による意見陳述、弁護団による訴状要旨陳述
場所：名古屋地方裁判所
定員：100名程度（満員の場合、抽選）

【報告会】

日時：2025年2月18日（火）15:30～17:00
※時間を変更する場合があります。最新情報はウェブサイトをご覧ください。
場所：桜華会館 桜花の間（名古屋市中区三の丸一丁目7番2号）
& ウェビナー配信
申込み：ウェビナー参加のみ、要事前申込み
申込先：右に記載のQRコードよりお申込ください



第2回期日のポイント

本格審理が始まります

第2回口頭弁論期日までに、被告らから本案の答弁が提出され、本格的な審理が始まります。火力発電所から排出されるCO₂の悪影響や、排出を削減する義務について、被告らからどのような主張が出されるのか、ご注目ください。また、本誌1ページで紹介した訴えの利益については、原告側から主張を提出します。

若者気候訴訟ホームページをご覧ください

若者気候訴訟のホームページには、期日や関連するイベントなどの最新情報を掲載しています。ぜひご覧ください！

<https://youth4cj.jp>



WORLD NEWS

岩波書店『世界』にて 日韓の若者気候訴訟が対談

岩波書店から11月8日に刊行された雑誌『世界』（2024年12月号）にて、日本と韓国それぞれの若者気候訴訟の原告が対談しました。

韓国では2020年に、若者を中心とした市民団体「青少年気候行動」が、韓国政府の不十分な気候変動対策は若い世代の憲法上の基本権を侵害し意見であるとして、憲法裁判所に提訴しました。今年8月には、韓国政府の気候変動対策は「一部違憲」との判決を勝ち取っています。

誌面上の対談では日韓の若者が、気候訴訟に参加した理由や、それぞれの国のエネルギー政策の課題、若者世代が社会課題へどう向き合っていくか等について意見を交換しています。また、同誌は「私たちのエネルギー」と題する特集を組み、原子力や石炭火力を延命する日本のエネルギー政策の問題についての記事も掲載しています。ぜひ書店などでお買い求めのうえご覧ください。

岩波書店『世界』2024年12月号

特集2 私たちのエネルギー

明日を生きるための訴訟——日韓若者座談会

（キム・ポリム×コン・ヒョンジョン×高田陽平×いぶ）

イベント案内

クール・クライメイトあいち主催 若者気候訴訟勉強会

若者気候訴訟の概要やポイントを整理し、世界の気候訴訟の状況を確認しながら、この訴訟の意義を学びます。COP29に参加した原告からの報告も予定しています。ぜひご参加ください！

日時：12月14日（土）10:00～12:00
会場：労働会館本館2階（名古屋市中熱田区沢下町9番3号）
& オンライン

参加費：無料
申込み：右に記載のQRコードからクール・クライメイトあいちのウェブサイトからアクセスし、お申し込みください。

